

防犯ボランティア 活動マニュアル



編集・発行

山口県警察本部生活安全企画課

083-933-0110 (代表)

 **山口県警察本部**

目 次

- 第 1 はじめに P 1
 - 1 最近の犯罪情勢
 - 2 防犯ボランティア活動の必要性
 - 3 安全・安心な街の実現に向けた取組み
「山口県犯罪のない
安全で安心なまちづくり条例」の概要
 - 4 防犯ボランティア活動の役割

- 第 2 防犯ボランティア活動をはじめするには
. P 5
 - 1 防犯ボランティア活動の内容
 - 2 防犯ボランティア活動のはじめ方
 - (1) 既存の団体に参加する
 - (2) 新たに団体を設立する

- 第 3 活動上の心構え P 7
 - 1 基本的な心構え
 - 2 留意事項
 - 3 活動の進め方

- 第 4 山口県内の防犯活動事例 P 9
 - 1 防犯パトロール活動
青色回転灯を装備した
車両によるパトロール
 - 2 子ども見守り活動
 - 3 危険な場所の点検、環境の浄化活動
 - 4 防犯広報・啓発活動

- 第 5 防犯活動時の着眼点 P 14
 - 1 街頭活動時の着眼点
 - 2 防犯広報・啓発活動時の着眼点

- 第 6 事案が発生した（発生直後）場合の対応
. P 18
 - 1 続発（模倣）の防止
 - 2 情報の共有
 - 3 緊急時の対応原則

- 第 7 防犯ボランティア活動に関する Q & A
. P 20

第1 はじめに

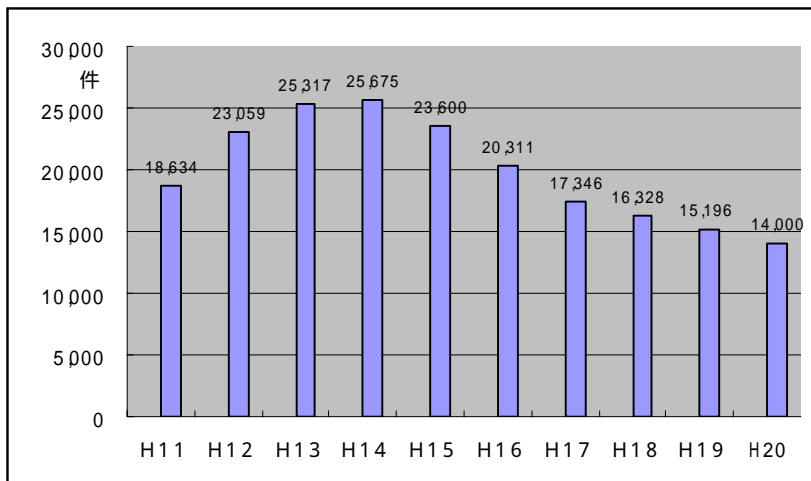
1 最近の犯罪情勢

山口県内の刑法犯認知件数は、平成20年中、14,000件で、平成14年の25,675件をピークに6年連続で減少していますが、子どもや女性、高齢者などを狙った犯罪が全国的に多発しており、皆さんが肌で感じる「体感治安」は、十分に改善されていない状況にあります。

内閣府が行った世論調査（平成18年4月）

「悪い方向に向かっている分野」について調査した結果、平成17年以降は「景気」を抜いて「治安」が第1位となっています。

刑法犯認知状況の推移（過去10年）



2 防犯ボランティア活動の必要性

山口県警察では、「検挙」と「抑止」の両面から犯罪の総量を減少させることに取り組んでいますが、犯罪が複雑・多様化する現在、警察だけの力で犯罪を抑止していくことは困難となっており、自治体や企業及び県民の皆様が力を合わせて犯罪を防いでいくことが必要な時代となっています。

3 安全・安心な街の実現に向けた取組み

私たちの身近なところで発生する犯罪を防ぐには、地域住民一人ひとりが防犯意識を高め、お互いに支え合い、犯罪者を寄せ付けない安全で安心なまちづくりに努めることが重要です。

山口県では、平成18年4月1日に「山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を施行して、県（行政）の責務や、事業者、県民の役割を定めています。



「山口県犯罪のない 安全で安心なまちづくり条例」の概要

目的

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進し、県民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現に寄与すること。

県の責務

総合的な施策を策定し、実施する責務を有す。

施策の策定、実施に当たっては、市町との連携に努める。

事業者の役割

自らの犯罪被害防止や事業活動を行う際に、従業員、顧客等の犯罪被害防止に配慮するよう努める。

県民の役割

犯罪のない安全で安心なまちづくりを理解し、自らの犯罪被害防止に努める。

4 防犯ボランティア活動の役割

～ 地域の安全は、地域で守る ～

一昔前までは、隣近所とのつきあいが盛んで、近所同士で声をかけ合い、注意することで地域の安全・安心は保たれていました。

しかし、現在では、地域社会への関心や連帯感が希薄となり、地域が元々持っていた防犯機能が失われつつあります。

「安全と水はタダ」と言えなくなった現在、防犯ボランティア活動により、地域社会における住民相互の連帯意識を高めていくことが重要となります。

皆さんが防犯ボランティア活動に取り組まれることによって、皆さん自身の意識が変わり、防犯に取り組むボランティアの輪が地域全体へ広がるのが、犯罪のないまちづくりの第一歩と言えます。



第2 防犯ボランティア活動をはじめするには

1 防犯ボランティア活動の内容

防犯ボランティア活動とは、皆さんが、自分や家族をはじめ、地域子ども達などを犯罪から守るために行う活動をいい、活動の内容や方法などを厳格に定めたものではありません。

現在、山口県内や他県で取り組まれている主な活動には、次のような活動があります。

防犯パトロール活動
子どもの見守り活動
危険な場所の点検、環境の浄化活動
防犯広報・啓発活動 等

2 防犯ボランティア活動のはじめ方

(1) 既存の団体に参加する

平成21年4月末現在、山口県内で活動している防犯ボランティア団体は、警察が把握しているだけで、423団体、約33,700人のぼります。

皆さんの地域で、既に防犯活動を展開している団体があれば、その活動に参加することも1つの方法です。

(2) 新たに団体を設立する

新たに防犯ボランティア団体を設立する場合は、次のようなことに配慮してみてください。

メンバーを募りましょう

防犯活動では、緊急を要する場合や、危険に遭遇する場合がありますので、一緒に活動するメンバーを募りましょう。

責任者（リーダー）を決めましょう

活動を効果的に推進するために、メンバーが集まったら、責任者（リーダー）を決めましょう。

活動方法を検討しましょう

活動目的を定め、どのような活動が効果的で、無理なく継続できるか検討しましょう。
例：活動エリア、活動内容、活動頻度、活動時間帯、活動人数 等

最寄りの警察署や地区の防犯協会等へ相談しましょう

防犯ボランティア活動について不明な点があれば、最寄りの警察署や地区の防犯協会などへ相談してください。



第3 活動上の心構え

防犯ボランティア活動は、自主的に行う任意活動であり、法律等に基づく強制的なものではありません。

地域社会の安全に貢献する自主活動ですので、次のような事項に配慮してください。

1 基本的な心構え

(1) 無理なく

日常生活を通じて、自分ができることから始めてください。

(2) 気長に

活動の効果は、すぐには現れません。

地道に活動を継続していくことで、防犯の輪が広がり、犯罪者を寄せ付けない街が作られていきます。

(3) 安全第一に

自ら危険に飛び込む必要はありません。

事故に遭ったり、怪我をしないよう、安全を最優先に活動してください。



2 留意事項

(1) 活動の開始を知らせましょう

地域で活動の認知度が低いと、協力が得られにくく、活動の効果が高まりません。

回覧板や、地域の広報紙等で活動を紹介し、地域の皆さんに知らせましょう。

(2) 地域の実情を把握しましょう

効果的な活動を展開するには、地域の犯罪発生状況や危険な場所などを把握し、その内容から今後の活動を検討することが大切です。

(3) 関係機関・団体等と連携しましょう

警察や自治体、地区防犯協会のほか、老人クラブやPTAなどの関係機関・団体と連携を密にし、協働活動や情報交換を重ねることで活動の効果を高めましょう。

(4) プライバシーを尊重しましょう

活動中に知った他人の秘密はむやみに漏らすことなく、プライバシーを尊重しましょう。

3 活動の進め方

防犯活動は、地域の皆さんが力を合わせて行うことで大きな効果を生み出します。

(1) 活動計画の策定

取り組むべき問題点を抽出し、解決策を検討して活動計画を策定しましょう。

(2) 活動の実施

計画に沿って、無理なくできることから始めてみましょう。

(3) 活動結果の確認

定期的に話し合いの場をもち、活動の内容や方法を改善しましょう。

また、必要に応じて、警察等の関係者や他の団体などに意見を求め、今後の参考にすることも重要です。

第4 山口県内の防犯活動事例

1 防犯パトロール活動

山口県内で活動する多くの団体が、この活動を中心に取り組んでいます。

(1) 活動目的

空き巣などの侵入盗防止や登下校中の児童・生徒の安全確保、少年補導などを目的に行われています。

(2) 活動内容

活動目的によって、時間帯や場所、徒歩・車の別等が異なりますが、複数の目でパトロールすることが効果的であることや、事故防止等の観点から、2人以上で行うことが望まれます。



青色回転灯を装備した車両によるパトロール (通称～青色防犯パトロール)

一定の条件を満たす団体には、パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができるようになりました。

青色回転灯を装備するためには

申請手続きを行う前に、パトロール中に予想される事案に対する対応要領等の講習を警察署で受講する必要があります。

手続きの流れ

警察署へ申請書を提出し、警察本部長から証明書、実施者証及び標章の交付を受けます。

その後、運輸支局で車検証の記載事項を変更する手続きを行います。

注意事項

- ・ 青色回転灯を点灯してのパトロール活動は、原則として申請した活動地域内に限られます。
- ・ パトロールの間は、これに専従することが要件となりますので、業務を兼ねたパトロールは認められません。

〔青色回転灯の無償貸付制度〕

警察本部では、青色防犯パトロールを行う団体に対して、青色回転灯の無償貸付けを行っています。

2 子ども見守り活動

子どもが被害に遭う犯罪が全国的に多発している中、地域の子どものを守るため、地域住民や保護者等が積極的に活動しておられます。

(1) 活動目的

子どもの登下校や学校周辺、公園等の遊び場等で、子どもの行動を見守り、事件や事故から守ることを目的に行われています。

(2) 活動内容

登下校時間帯を中心に、通学路や子どもの遊び場等で、子どもの行動を見守ります。

必要に応じ危険な場所で立哨するほか、子どもに付き添ったり、声かけ等を行います。



3 危険な場所の点検、環境の浄化活動

現在、山口県内の各小学校で、生徒自身が子どもの目線で危険な場所を確認し、「子ども110番の家」など、子どもを保護してくれる場所を併せて記したマップ作成が盛んに行われています。

(1) 活動目的

事件や事故の発生が予想される場所や、子どもに悪影響を及ぼす場所等を点検し、子ども自身に確認させるとともに、それらを改善することで、安全な暮らしに向けた環境をつくることを目的に行われています。

(2) 活動内容

子どもと一緒に通学路等を点検し、危険な場所を確認するほか、対処できるものについては、関係機関・団体等を巻き込んで改善を行います。



4 防犯広報・啓発活動

回覧板や掲示板等を利用した各種防犯広報や、研修会、座談会等による啓発活動が行われています。

(1) 活動目的

犯罪に関する情報や防犯対策について、1人でも多くの人たちと情報を共有し、防犯意識の高い地域をつくることを目的としています。

(2) 活動内容

警察や他の関係機関等が広報している防犯情報や、皆さんが見聞きした情報を紙面に表して広報することや、研修会や座談会等多数の人を交えた意見交換を実施することにより、お互いの防犯意識を高めています。



第5 防犯活動時の着眼点

1 街頭活動時の着眼点

防犯パトロール活動や子ども見守り活動、危険な場所の点検活動等の街頭活動では、次のようなことに注意して活動を行っててください。

問題のある事項については、関係機関・団体と連携して改善に努めましょう。

(1) 防犯灯の不備や整備が必要な場所はないか

暗い道路は、チカン等が出没するおそれがあります。

防犯灯の不備はないか、整備が必要な場所はないか等を点検し、犯罪者が潜みにくい明るい街並みを築きましょう。



(2) 不良少年のたまり場となっていないか

公園や店先等、不良少年のたまり場となる場所は、そこから非行が広がっていきます。

(3) 通学路に異常はないか

不審な人(車)から、子どもの安全を確保するため、子どもの視点に立って、登下校時間帯を中心に見守り活動を行うことが必要です。

- (4) 公園等の遊び場に異常はないか
子ども達が安心して遊べるよう、公園施設の点検を行う必要があります。
犯罪者は、「入りやすく見えにくい所」を好むため、周辺の枝払い等により見通しを確保することも効果があります。
- (5) 事故や事件が発生するおそれはないか
河川や用水池、道路沿い等で危険な場所はないか点検し、改善を働きかけましょう。
また、危険な場所で遊んでいる子どもや、夕暮れ時に遊んでいる子どもを認めた場合は、帰宅を促す等の声をかけましょう。
- (6) 落書きや廃棄物の不法投棄はないか
落書きやゴミの不法投棄、放置自転車等をそのままにしていると、さらに落書きや不法投棄が進み、地域の環境が悪化します。
環境の悪化は、犯罪の増加につながりますので、早期に措置しましょう。



- (7) 留守宅に異常はないか
「新聞受けに数日分の新聞が溜まっている」「雨天の中、洗濯物が干してある」等は、一目で留守ということが分かります。
留守宅の付近に不審者(車)がいないか注意しましょう。
- (8) 空き家等はないか
空き家や廃屋は、非行少年のたまり場や犯罪の場所として利用されやすい場所です。
空き家等の把握と管理者等への改善を働きかけましょう。

2 防犯広報・啓発活動時の着眼点

- (1) 常に新しい広報内容(素材)を集めましょう
犯罪の手口は月日を経て変化しています。
防犯広報は、新しい犯罪手口や防犯対策等を広報することが重要ですので、警察や防犯協会等から新しい広報素材を集めるほか、地域性に応じた情報を収集しましょう。
- (2) 広報する対象を検討しましょう
誰に向かって広報するのか、対象を選定すると、的を絞った広報ができます。



例：子ども向け、高齢者向け、地域全体へ 等

- (3) 広報方法（媒体）を検討しましょう
 広報する内容や対象が決まったら、広報の方法を検討しましょう。
 広報の内容や対象によって、効果的な広報方法が異なります。

例：子ども～学校やPTAへの配布
 若者～ホームページや電子メール
 コンビニ等での掲示
 女性～美容院への配布
 その他～公民館等の掲示板への掲示
 回覧板による各戸配布

- (4) プライバシーに注意しましょう
 広報する内容や、方法によって被害者などの個人が特定されてしまう場合があります。
 できるだけ詳しく、分かりやすい内容で広報することも大切ですが、他人のプライバシーには十分注意しましょう。



第6 事案が発生した（発生直後）場合の対応

事件や事故等、何らかの事案が過去に発生した地域や、発生後間がない地域では、警察や関係機関等と連携して、次のようなことに配慮してください。

1 続発（模倣）の防止

(1) 早期の対応

事案の発生情報を認知した場合は、事案に応じた対応を早期に取り組んでください。

例：不審者が出没した場合

発生時間帯・場所に応じたパトロール活動



(2) 対応要領のマニュアル化

発生した事案に応じて、対応要領等のマニュアルを作成し、お互いに確認しておくこと、不測の事態に的確な対応ができます。

2 情報の共有

入手した情報は、警察や関係機関等へ通報するほか、連絡網等のネットワークを活用して、地域で共有するようにしましょう。

3 緊急時の対応原則

事件や事故等を認めた（遭遇した）場合は、次のようなことに配慮してください。

(1) 自己の安全確保

むやみに行動すると、事故に遭ったり、負傷するおそれがありますので、まず、自分の安全確保を優先してください。

(2) 負傷者の救護

負傷者がいる場合は、救急車を手配し、負傷程度に応じた応急処置をとってください。



(3) 警察への早期通報

警察への早期通報は、事件の早期解決や事故現場の早期回復につながります。

通報手段を持ち合わせていない場合は、他の通行人や、隣家へ依頼する等により、早期の通報をお願いします。

(4) 状況に応じた無理のない対応

むやみに現場に飛び込んだり、危険な対応を行う必要はありません。

落ち着いて、自分のできる範囲内の対応に心がけてください。

第7 防犯ボランティア活動に関するQ&A

Q 機会があれば、活動に参加したいと思いますが、仕事や家事で忙しく、負担にならないでしょうか？

A 多くの方が参加することによって、個人の負担は減少します。

また、曜日や時間帯にとらわれず、都合の良い時間にできる活動に取り組んでみてください。

例 散歩（犬の散歩等なども含む）やジョギングをする時に、危険な場所を確認してみる。

夕刻の買い物に出かける際に、子どもの通学路パトロールを兼ねてみる。

近場への外出は、徒歩や自転車でいい、子どもや地域の人に声をかけてみる。



Q 挨拶や声かけ等の簡単なことをするだけで、効果があるのですか？

A 犯罪者は、声をかけられることや顔を見られることで出鼻をくじかれ、犯行を思いとどまったり、立ち去ったりします。

挨拶や声かけを通じて、地域全体が顔見知りとなり、連帯感が醸成されることは、犯罪の抑止に大きな効果があります。



Q 自宅に居ながらも、何か防犯に役立てるようなことはありますか？

A 各家庭の門灯等の灯りを灯す「一戸一灯運動」にご協力をお願いします。

暗い夜道は、子どもや女性にとっては不安を感じる場所であり、反面、犯罪者にとっては、犯行に及びやすく、好まれる場所となります。

暗がりの解消は、犯罪者が近づきにくく、安心感を高めるのに有効といえます。

夜間、門灯を点灯していた場合の電気料金は、月に約130円程度の負担となります。

((財)全国防犯連合会発行「Self Defense第5号」より抜粋)



Q 防犯ボランティア活動を開始する場合、届出などは必要ですか？

A 特に必要ありませんが、特定の活動（青色回転灯を装備した車両によるパトロール：P10参照）を行う場合は、警察への申請等が必要となります。

また、通常の活動を行う場合であっても、警察や関係機関等へ活動に関する連絡をしていただくと、相互の連携や情報交換、必要なアドバイス等ができますので、活動がより効果的に行えます。

NPO（特定非営利活動）法人として団体を設立する場合は、特定非営利活動促進法の規定に基づく申請等が必要となります。



Q 防犯ボランティア活動には、どのような物が必要ですか？

A 一般的に、防犯ボランティアの方が活動に使用する物として、

揃いのジャンパーや帽子

統一されたジャンパーや帽子の活用は、周囲に活動を周知させる効果があるほか、防犯活動をアピールすることにより、犯罪者を寄せ付けにくい効果があると言われています。

懐中電灯や安全タスキ、腕章

活動の時間帯によっては、事故防止や危険回避の観点から携行するようにしましょう。

筆記具

活動を通じて知り得た事項等を記録し、警察等への通報に活用するほか、メンバーへの引継ぎなど、今後の活動に必要な事項を記録しましょう。

その他

その他、活動内容に応じて必要な物品や便利な物品がありますが、警察署や地区の防犯協会等へお尋ねください。

Q 防犯ボランティア活動を行う際、どのような支援等が受けられますか？

A 警察や地区防犯協会等の関係機関では、活動に必要な情報提供・相談対応を行っているほか、防犯ボランティア団体を対象とした講習会等の開催などによる支援を行っています。

また、警察が行っている事業（「地域安全安心ステーション」モデル事業）では、公募により指定した団体に対して、活動物品の支援やボランティア保険の加入支援を行っています。

平成21年度指定地区（山口県内）
警察庁指定～16地区（団体）
山口県警察本部指定～3地区（団体）

Q 危険はありませんか？

A 自ら危険に飛び込む必要はありません。
不審者（車）を発見した場合や、違法行為等を認めた場合は、警察に通報してください。

また、夕方以降は、反射タスキや懐中電灯等を活用して、交通事故に遭わないよう、安全を最優先して活動してください。

なお、民間保険会社では、万一の事故（負傷等）に備えた「ボランティア保険」（1人当たり100円～300円程度/年間）を扱っている会社もありますので、利用することをお勧めします。

Q 警察への通報は、どうすればいいですか？

A 事件や事故など急ぐ通報は、110番通報してください。

110番通報は、山口県警察本部にある通信指令課へ繋がり、関係する警察署やパトカー等に直ちに指令するので、素早く対応することができます。

110番です！



事件や事故の内容によっては、県内広域に指令する必要等もありますので、110番通報が効果的です。

また、急ぎでない通報や相談等は、管轄の警察署へ通報してください。

【通報要領】

110番通報すると、次のような内容を質問されますので、慌てずに落ち着いて答えてください。

- 何がありましたか？
- いつのことですか？
- 場所はどこですか？
- 犯人はどんな人ですか？
- 犯人の逃走方法は何ですか？
- 犯人の逃走方向はどちらですか？
- 被害者・負傷者等はいいますか？



110番をかける時のポイント

Q 不良少年が集まっている（違法な行為等がない）場合等は、どのように対応すればいいですか？

A 単に集まっているだけならば、気軽に声をかけてみましょう。時間帯によっては「早く帰ろう」と帰宅を促してみたり、優しく声をかけてください。



Q 相手に注意したところ、反抗されました。どう対処すればいいですか？

A しつこく注意することは逆効果となります。違法な行為等がある場合は、それ以上のトラブルを避けるため、警察へ通報してください。

Q 駐輪場での鍵かけ状況や、住宅の防犯診断等をしていたところ、「勝手に見ないで欲しい」等の抗議を受けました。

どう対処すればいいですか？

A 踏み込んだ活動は、相手のプライバシーに関わる場合があります。駐輪場での点検等は、外観の点検にとどめましょう。

また、苦情に対しては、活動の趣旨を説明し、理解と協力を求めましょう。

Q パトロールで店舗に立ち寄ったところ、経営者等から苦情を受けました。

どう対処すればいいですか？

A パトロールで店舗に立ち寄りを行う場合は、事前に、相手方店舗へ連絡し、理解と協力を求めておきましょう。

また、営業の妨害とならないように十分配慮しましょう。